

議第31号

土岐市第三者委員会設置条例について

土岐市第三者委員会設置条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年3月11日提出

土岐市長 加藤 淳司

提案理由

本市職員の事務執行上の誤り等に關し、原因究明及び再発防止を図るため、この条例を定めようとする。

土岐市第三者委員会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市職員の事務執行上の誤り等に関し、原因究明及び再発防止を図るため、土岐市第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に基づき、事務執行上の誤り等に関し、発生した事案ごとに原因究明及び再発防止策に関する調査検討を行い、その結果を答申する。

(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法律に関する知識を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務を終える日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長は、委員長をもって充てる。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。

5 委員会は、その所掌事務の遂行上必要があるときは、関係者に対し資料の提供又は出席を求め、説明又は報告をさせることができる。

(報告)

第7条 委員長は、所掌事務の進捗状況を必要に応じて市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第9条 委員に支給する報酬の額は、土岐市非常勤の特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年土岐市条例第12号）第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第6条の会議に従事した場合

ア 弁護士等 1回当たり33,000円

イ その他の者 1回当たり26,400円

(2) 第2条に規定する事項に係る業務に従事した場合 1時間当たり1
1,000円

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。